

Q 自動車等により通勤手当の認定を受けている職員が、福岡県へ出張を行うに当たり、往路は居住地～那覇空港間、帰路は那覇空港～居住地間については、自家用車の公務使用承認を受けて、居住地発着の旅行を行った。

当該旅行は、往路は勤務日であるが、宿泊を伴う用務であるため、帰路が週休日(土曜、日曜等)に当たることとなった。

このような場合、交通費の調整はどのように行うのか。

- (例) ・勤務公署：読谷村
・居住地：沖縄市
・用務地：福岡県(居住地～那覇空港間は自家用車の公務使用)
・沖縄市～那覇空港の起点間の距離(片道)：26.8km
・通勤手当認定距離(片道)：14.3km

A 自動車等により通勤手当の認定を受けている職員が、自家用車の公務使用承認を受けて居住地発着の旅行をする場合は、自家用車を利用した起点間の距離の合計(旅費システム算出)から、通勤手当認定距離の往復分を減じた距離(1km未満の端数切り捨て)に20円を乗じて得た額を交通費として支給することになります。ただし、週休日等の勤務を要しない日における旅行については、交通費の調整は行いません。※平成23年8月26日付け総人第790号(事例4)

したがって、問合せの事例においては、帰路が週休日に当たるといことですので、沖縄市～那覇空港間の起点間の距離の合計から、通勤手当認定距離(片道)を減じて処理することになります。

〈交通費支給額〉
 $(26.8\text{km} \times 2) - 14.3\text{km} = 39.3\text{km}$ (1km未満の端数切り捨て)
 $39\text{km} \times 20\text{円} = 780\text{円}$

〈調整額(交通費の減額)〉
 $26.8\text{km} \times 2 = 53.6\text{km}$ (起点間距離の合計：1km未満の端数切り捨て)
 $53\text{km} \times 20\text{円} = 1,060\text{円}$ (旅費システム算出額)
 $1,060\text{円} - 780\text{円} = 280\text{円}$

質問者：総務部 人事課
回答者：総務部 人事課
回答日：[2011/10/20]

印刷